

MICE 誘致 PR 動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、茨城県 MICE 誘致推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する MICE 誘致 PR 動画制作業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

国内外の MICE 主催者をメインターゲットとした訴求効果の高い動画を制作し、商談会におけるプレゼンテーションでの活用やホームページに掲載することで、本県への MICE 誘致を推進することを目的とする。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大によって多くの国際会議や商談会がオンライン化している背景を鑑み、本県（つくばエリア）で開催したいと思わせるよう、MICE 開催地としての強みや魅力を訴求する PR 動画を制作し、将来的な会議誘致に資する。

(2) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日～令和 4 年 2 月 15 日まで

4 見積限度額

995,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

5 応募資格

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。

6 応募方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第 1 号） 1 部

イ 企画提案書（A 4 版を綴じたもの。様式は任意とする。）

提案書は正本（1 部）、並びに正本と同内容で、氏名及び名称ほか企画提案者を特定または容易に推定できる情報、記号などが読み取れないよう、塗抹等により加工を施したもの（5 部）をあわせて提出すること。

なお、仕様書に基づき、以下の内容を有する企画案とすること。

1	実施方針	
2	業務内容に関する提案	動画のコンセプト
		動画の企画・構成
3	実施体制（職員の配置や体制の考え方）	
4	業務工程表	
5	同種業務の実績	

ウ 資格要件に係る申立書（様式第 2 号） 1 部

エ 事業実績書（様式第 3 号） 1 部

オ 会社概要書（様式第 4 号） 1 部

カ 経費積算書（任意様式） 1 部

(2) 提出方法

持参または郵送（送付記録が残るもの）に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和 3 年 1 0 月 1 2 日（火）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県 MICE 誘致推進協議会事務局

（茨城県営業戦略部国際観光課 国際企画グループ内）

〒 3 1 0 - 8 5 5 5 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

電話 029-301-3632 F A X 029-301-3608

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

7 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和3年10月11日（月）まで、担当が電話等で受け付ける。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- ②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④効果性	本県へのMICE誘致推進に資する内容となっているか。
⑤確実性・安定性	事業の遂行にあたり確実な運営体制となっているか。
⑥見積り	見積りに対し効果的な内容となっているか。
⑦総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 協議会は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に準拠し、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 協議会は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。

(3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 財務規則第138条第2項第6号の規定に基づき免除する。

(3) 採用案を必要に応じ修正する場合がある。

(4) 事業の成果は協議会に帰属する。